

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2025100758001
- 2 工事名 石丸川改良工事（7-2）
- 3 開札日 令和8年 1月14日

（再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回答
明細書第0019号 仮設工の水替工において暗渠排水管128mの歩掛について条件が継手材料費要になっていますが、材料費0円で設置手間しか見込まれていないので継手費用が不足している。材料費0円にした上で継手が必要なのであれば他枠に継手がどの種類が何個必要なのか、また公表単価としているのであれば積算参考資料に継手の見積単価の記載及び仮設排水計画図が必要と思われる為、適用間違いと思われますので疑義を申し立てます。	明細書第0019号 暗渠排水管128mについては、暗渠排水管は継手も含め現場流用であるため「継手材料費不要」とすべきところ、誤って「継手材料費要」としておりました。

検証結果
積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがあり、入札の公正性が損なわれていると認められました。 このため、当該入札を中止します。